

第22期 第24回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

1. 召集及び開催月日

召集月日 平成28年5月30日

開催月日 平成28年6月6日

開催場所 藤里町役場議場

開催時刻 午前10時00分

終了時刻 午前11時45分

3. 召集者及び議長

召集者 会長 小森鉄雄

議長 会長 小森鉄雄

4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1	会長	小森鉄雄	出席	8	委員	佐々木靖夫	出席
2	委員	安保広政	出席	9	委員	田中文雄	出席
3	委員	成田初	出席	10	委員	市川一	出席
4	委員	永塚誠司	欠席	11	委員	桂田善昭	出席
5	委員	山田一達孝	出席	12	委員	安部満	欠席
6	委員	石岡千代志	出席	13	委員	細田治男	出席
7	委員	細田茂廣	出席	14	委員	藤原信一	出席

5. 欠席委員の番号及び氏名

4番 永塚誠司

12番 安部満

6. 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名者の指名について

日程第3 議案第49号 藤里町農用地利用集積計画の決定について

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり

2番 安保広政

3番 成田初

8. 事務局出席者

事務局長 小山隆久

事務局庶務係長 田代文久

開会 午前10時00分

事務局 定刻となりましたので始めたいと思います。

本日は、4番永塚誠司委員、12番安部満委員が都合により欠席しておりますが、定数の達しておりますのでただいまから第22期第24回藤里町農業委員会総会を開会します。

それでは、次第に従って進めてまいります。

はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 先日、全国農業委員会会長会が東京都内で開催され参加してきました。

全国農業新聞の加入率を上げるため加入者を増やすようにとのことでしたので、協力お願いいたします。

また、研修については長野県上田市のぶどうの圃場を見てきました。上田市のワインが伊勢志摩サミットで使用されたことで話題になっており、売上も順調であることから更に面積を増やすとのことでした。

本日は、ご審議のほどよろしくをお願いします。

それでは、事務局から報告願います。

事務局 報告事項5月行事報告・6月行事予定について説明。

議長 ただいまの報告で、ご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので農業生産法人の活動報告についてお願いします。

事務局 農業生産法人の活動報告について説明。

議長 只今の説明についてご意見・ご質問はございませんか。

ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は6月6日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、2番安保広政委員、3番成田初委員をお願いします。

日程第3「議案第49号 藤里町農用地利用集積計画の決定について」

事務局から説明願います。

事務局 議案の13ページをご覧ください。

議案第49号農業経営基盤強化促進法による利用集積の計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、藤里町長から藤里町農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）の適否の判断を諮問されたのでこれを提出する。平成28年6月6日提出 藤里町農業委員会。

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用権の設定総括表は別紙のとおり

平成28年6月6日公告予定分。賃貸借権の新規設定16件、賃貸借権の再設定が2件、使用貸借の新規設定3件、使用貸借の再設定1件、合計22件です。

次のページは総括表になります。

新規設定は19件64,410㎡、再設定が3件26,428㎡、合計22件で90,838㎡の集積となります。15ページは一覧表になります。一覧表の中で、(有)正人と地球開拓事業団(株)があります。中間管理事業で農業公社に貸せた分は、農業公社を通して借

り貸しましたが、登記が済んでいない又は農振地域に含まれていないところは(有正八、地球開拓事業団(株)のご厚意によって借りてもらったということになります。(有正八が 8 件 29,768 m²、地球開拓事業団(株)は 4 件 12,558 m²です。

以上です。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声)

それでは、議案第 49 号は許可相当とします。

これで本日の議事日程は全て終了しました。

協議事項、その他に移りたいと思います。

事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 現在の農業委員会は平成 29 年 7 月をもって任期満了となり改選になるのですが、選挙の方法が変わるということでこれから説明させていただきます。

では、20 ページをご覧ください。

農業委員会の改革ということで、農業委員会は主な任務である、担い手への農地等の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用最適化を積極的に推進していくことが重要となります。平成 28 年 4 月 1 日から農業委員会に関する法律の改正で新たな農業委員会制度が始まりました。①農業委員会の事務の重点化②農業委員の選出方法の変更については、公選制を廃止し、町長が町議会の同意を得て任命する方法に改めるとのことです。③農地利用最適化推進委員の新設については、農業委員とは別に担当区域における農地等の利用集積の推進のための現場活動を行う農地最適化推進委員会を設置するということです。④都道府県農業会議及び全国農業会議所の農業委員会のサポート組織としての機能強化ということで、秋田県農業会議が一般社団法人になってスタートしているとのこと。次に農地等の利用最適化の推進については、農地等の利用最適化の推進に関する農業委員会の最も重要な事務として、①担い手への農地利用集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進ということ。農地利用最適化推進委員の各担当地域での役割は①人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進すること②農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約を促進すること③遊休農地の発生防止・解消を促進すること。農業委員が農地等の利用最適化の推進の成果をあげるためには、農業委員と推進委員とが密に連携し、それぞれの使命を十分に果たしていくことが重要になってきます。次に 21 ページをご覧ください。

藤里町農業委員及び推進委員の選任ということで、農業委員の任命及び推進委員の委嘱。従前の公選制を廃止し、農業委員については市町村長の任命、推進委員については農業委員の委嘱により、それぞれ選任することとなりました。その際、町長又は農業委員会は、農業委員の任命又は推進委員の委嘱を行うことに当たっては、農業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、農業委員又は推進委員になろうとする者の募集をし、結果を公表・尊重することとされます。

農業委員の選任方法は、①町長が推薦・募集を実施、②推薦・募集の情報を整理し公表、③推薦・募集の結果を尊重して選任議案を作成、④町長が農業委員を任命しま

す。

次に推進委員の選任方法は、①農業委員会が定める区域ごとに推薦・募集を実施、②推薦・募集の情報を整理し公表、③推薦・募集の結果を尊重、④農業委員会が委嘱します。

推進委員の推薦・募集の手続きは、任期完了前の農業委員会が行うこととなります。また、推進委員の委嘱は、新たに任命された農業委員で構成された農業委員会が行うこととなります。

次に農業委員を任命する際の要件は、①農業委員の任命、農業委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用最適化の推進に関する事項その他の農業委員の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者の内から任命する。②農業委員となることができない者もいます。③認定農業者であること。④中立委員の任命があります。農業委員は、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申等を行っており、その公平な判断が強く求められる組織であることから、農業分野以外のものの意見を反映させることが最適です。このため町長は、農業委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しないものが含まれるようにしなければならない。そのほかに⑤青年・女性の積極的な登用ということで、町長は農業委員の任命に当たっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。次に農業委員及び推進委員の定数ですが、農業委員の定数は、条例で定められていますが、農業委員会の会議を機動的に開催できるようにするため、推進委員を移譲しない農業委員会を除き現行の半分程度にする。藤里町農業委員会においては、令第5条におり農業委員の定数上限を14名とし推進委員を委嘱することとなります。次に推進委員の定数ですが、推進委員の定数は条例で定めることとされていますが、その上限は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数以下であることとされています。農業委員及び推進委員に対し、報酬を支給し及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならないこととされています。報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については条例で定められている、ということになります。

23 ページには藤里町の農業委員等の選出方法について書いています。町長が農業委員を任命し、それを議会にかけて同意を得られれば藤里町の農業委員として認められます。推進委員のほうは、現在の農業委員会のほうで決めて、平成29年7月以降、新しく任命された農業委員会が委嘱するというような形になります。18 ページをご覧ください。農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数等(案)についてです。農業委員の場合は、定数8名、任命者につきましては、認定農業者や女性農業者、青年農業者、商業者や農産物消費者というようなかたちです。報酬につきましては、現状と変わらない金額にしています。次に推進委員ですが、定数は8名、委嘱につきましては、地域の農業者や農業普及指導者、農業委員経験者、報酬に関しては農業委員の半分程度として書いています。19 ページには今後のおおよその日程を立ててあります。6月には農業・推進委員の定数、報酬等の検討、10月には条例を作っていく形になります。12月には定例議会がありますので、ここで定数や報酬をもちこんだ条例を議案に提案していきたいと思います。平成29年1月を目途に農業・推進委員の募集を行っていきます。2月には選考委員会を行い

まして、選考委員の中で、農業・推進委員を選考して、3月の定例議会で農業委員の同意を得られればと思います。否決されることも想定して早め早めにできればと思います。7月19日に現在の農業委員の皆さんが任期を満了しまして、7月20日には新農業委員の就任ということで総会を開き、そこで推進委員の委嘱をするというようになります。

議長

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問お願いいたします。
ないようですので終了いたします。

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 28 年 6 月 6 日

藤里町農業委員会会長
議 長

藤里町農業委員
署名委員
(2 番)

藤里町農業委員
署名委員
(3 番)